

令和6年草加市議会議会運営委員会要点記録（第33回）

◆開会年月日	令和6年11月1日（金曜日）			
◆開催の場所	第3委員会室			
◆出席委員	石川祐一	委員長	田川浩司	委員
	森 覚	委員	斉藤雄二	委員
	中島綾菜	委員	松井優美子	委員
	田中宣光	委員	佐藤利器	委員
◆欠席委員	木村忠義	副委員長		

◆協議事項	1 検討事項「議会改革について」一問一答式の導入について
	2 第1回臨時会の運営について

※ 10月30日の各会派交渉会での協議の結果、木村副委員長は欠席する。

◆議事内容

午前10時48分開会

検討事項について

1 「議会改革について」一問一答式の導入について

10月18日の議会運営委員会で各会派持ち帰りとした一問一答式の導入に合わせた議会運営に関する申し合わせ事項の案文についてご確認ください。

なお、成文については、SideBooks内の申し合わせを決定後の申し合わせに差し替えさせていただく。 → 了解

※「一問一答式の導入に合わせた議会運営に関する申し合わせ事項案について、意見はあるか。」＜石川委員長＞

※「(6)議案質疑及び一般質問においては、会議規則第56条及び第64条の規定にかかわらず、発言回数を制限しないものとする」とあるが、良い答弁が出るまで同じ質問を繰り返す議員が出てくる場合も考えられるので、運用の仕方はもう少し詰める必要があるのではないかという意見が会派内であった。」＜田中委員＞

※「議長の裁量として、質問の内容に対し、執行部が答弁をしていれば、議長から質問者に対して、その質問に対する答弁は終わっている、次の質問をするよう注意を促すことはできるものと想定している。その内容を申し合わせ事項の文言に入れた方が良ければ、御協議いただければと思う。」

＜武田事務局長＞

※「議会運営に関する申し合わせ事項に追加で文言に入れた方が良いのか、会派に持ち帰り検討させていただきたい。」＜田中委員＞

※「そうすると12月定例会から一問一答式の導入が決定しているので、その前には議会運営に関する申し合わせ事項を決定する必要があり、11月の中旬などにもう一度議会運営委員会を開催し御協議いただく必要がある。」

＜武田事務局長＞

※「議長に裁量があることを会派に伝えて、また会派から意見が出たら、議会運営委員会で議会運営に関する申し合わせ事項の変更を提案させていただく。議会運営に関する申し合わせ事項案について、会派としては了承した。」

＜田中委員＞

※「その他意見はあるか。なければ、この案のとおりでよいか。」

＜石川委員長＞

※「それでよい。」＜全委員＞

→ 一問一答式の導入に合わせた議会運営に関する申し合わせ事項の案文については、案文のとおり改正することを決定

第 1 回臨時会の運営について

1 議席の一部変更について

10月4日及び10月30日の各会派交渉会で、議席の一部変更の申し出があったので、議席の一部変更を諮る。

（新議席は、別添資料のとおり）

（変更後）6番 平野議員、7番 川崎議員、8番 平山議員、
13番 木村議員

本会議開会時は新議席番号の座席に着席し、「議席の一部変更」の本会議手続終了後に氏名標を立てていただきたい。 → 了解

また、議席番号に変更のない議員は、開会時に氏名標を立てていただきたい。

→ 了解

なお、議席の一部変更終了後、議長交代のため、暫時休憩とさせていただく。副議長着席後、速やかに再開するので、離席されないようお願いしたい。

→ 了解

2 正・副議長の選挙について

10月4日の各会派交渉会で、正・副議長から辞意が表明されている。

各会派交渉会では、第1回臨時会で正・副議長の選挙を行うことが確認されている。（10月18日に開催した議会運営委員会の議決を経て、同日に議長から市長に臨時会招集請求をしている。）

選挙の方法は、投票とする。 → 投票で行うことを決定

投票については、令和5年10月18日の議会運営委員会で決定したとおり、記載台は設置せず、各議席での記入といたしたい。そのため、各議員において筆記用具を議場に持ち込んでいただきたい。投票用紙が配付され次第、記入いただき、議会事務局次長の点呼に応じ、演壇の投票箱に投票いただきたい。

→ 了解

なお、投票は、議長席に向かって右側から登壇し、投票後、左側から降壇していただきたい。 → 了解

投票の際、同姓議員はフルネームで記載願いたい。公職選挙法第68条の2の規定（按分規定）は適用しないため、同姓議員の場合、名字のみの記載は無効となる。 → 了解

3 日程の追加について（市長提出議案について（第87号議案））

議会選出監査委員が、市長に辞意を表明しているとのこと。

また、市長から議案（監査委員の選任）の提出があった。当議案を急施事件として認定し、日程の追加により、議題とするもの。

- ・第87号議案 監査委員の選任につき同意を求めることについて

○上程時期 → 諸報告終了後、日程に追加し、直ちに上程することを決定

○質疑通告 → 説明終了後に休憩し、受け付けることを決定

○委員会付託 → 省略することを決定

○討論通告 → 委員会付託省略後に休憩し、受け付けることを決定

○採 決 → 電子採決によることを決定

（質疑・討論通告の休憩は、「続行」の声があれば、議事を流す。）

※ 議長シナリオの確認

地方自治法第117条の規定により、監査委員候補者は除斥となる。

→ 了解

なお、議案は議会運営委員会終了後、SideBooksにて全議員に配付させていただく。 → 了解

4 草加市議会委員会条例の一部改正について

10月30日の各会派交渉会で決定したとおり、議会運営委員会の委員の定数を9人から10人に変更することについて、議会運営委員会で一致できれば、委員会提出議案として改正案を提出いただきたい。

※「草加市議会委員会条例の一部改正について、意見はあるか。委員会提出議案として改正案を提出することでよいか。」＜石川委員長＞

※「特にない。それでよい。」＜全委員＞

→ 草加市議会委員会条例の一部改正について、委員会提出議案として改正案を提出することを決定

5 委員会提出議案について

- ・委第5号議案の1件（条例1件）

○上程時期 → 議会選出監査委員の議案の採決後に上程することを決定

○質疑通告 → 説明終了後に休憩し、受け付けることを決定

○委員会付託 → 会議規則第37条第2項の規定により付託しないことを決定

○討論通告 → 質疑終了後に休憩し、受け付けることを決定

○採 決 → 電子採決によることを決定

（質疑・討論通告の休憩は、「続行」の声があれば、議事を流す。）

また、「委第5号議案 草加市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について」は、採決後、可決された場合は、条例の公布のために暫時休憩することとしたい。 → 了解

なお、議案の宛名は新議長名となることから空白とさせていただくが、上程の

際は宛名を新議長名に読み替えていただきたい。 → 了解

6 各常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任について

任期満了に伴う選任を行うもの。

時期は、委員会提出議案の採決後の休憩再開後。

なお、10月30日の各会派交渉会で、各会派への割り振りが決定している。

(選任する委員は、別添資料のとおり) → 了解

7 各常任委員会及び議会運営委員会正・副委員長の互選結果報告について

各委員の選任後に休憩をとり、委員会を開催して正・副委員長の互選を行う。

互選のみを行う委員会については、インターネット中継及び録画放映を行わないことといたしたい。 → 了解

また、開催順及び開催場所については、次のとおりといたしたい。

①総務文教委員会：第1・2委員会室

②福祉子ども委員会：第1・2委員会室

③建設環境委員会：第1・2委員会室

④議会広報委員会：第1・2委員会室

⑤議会運営委員会：第3委員会室

→ 了解

1委員会終了ごとに9階・10階のみに放送を入れさせていただく。

→ 了解

なお、複数の委員会に選任されている委員については、10A会議室を控え室とするので、待機場所としてご利用いただきたい。 → 了解

本会議再開後、正・副委員長の互選結果報告を行う。 → 了解

8 東埼玉資源環境組合議会議員、草加八潮消防組合議会議員 及び 埼玉県都市ボートレース企業団議会議員の選挙について

各組合議会議員は、議長のあて職となっている。

選挙の方法は、先例により指名推選とする。 → 指名推選で行うことを決定

また、あわせて東埼玉資源環境組合 及び 草加八潮消防組合の会派選出の議員に交代がある場合については、議会事務局へ氏名を報告願いたい。 → 了解

なお、選任される東埼玉資源環境組合議会議員 及び 草加八潮消防組合議会議員は、議長選挙の結果を受け、議会運営委員会（議会運営委員会委員の選任後に本会議を休憩して開催）において、改めて御協議いただく。 → 了解

9 市長提出議案について

- ・第85号議案 専決処分の承認を求めることについて〔令和6年度草加市一般会計補正予算（第5号）〕

- ・第86号議案 令和6年度草加市一般会計補正予算（第6号）

○上程時期 → 埼玉県都市ボートレース企業団議会議員の選挙後に上程することを決定

○質疑通告 → なし

- 委員会付託 → 省略することを決定
- 討論通告 → 委員会付託省略後に休憩し、受け付けることを決定
(「続行」の声があれば、議事を流す。)
- 採 決 → 電子採決によることを決定

1 0 会期について

1 日間といたしたい。 → 1 日間とすることを決定

1 1 議事日程について

別紙議事日程のとおり (※休憩箇所、冒頭は白石議長、議長辞職の許可以降は吉岡副議長の進行となることの確認) → 別紙のとおりとすることを決定

1 2 その他

(1) 議会だよりに掲載する写真について

議会だより (1 2 月 1 日号) に各委員会の写真を掲載するため、各委員会の正・副委員長の互選の委員会閉会後に、委員会を開催する第 1・2 委員会室で撮影をさせていただく。 → 了解

(2) 常任委員会会議録について

本臨時会で開催される常任委員会は、正・副委員長の互選を行うだけであることから、会議録は先例により 1 2 月定例会の委員会会議録とあわせて作成することといたしたい。 → 了解

(3) 議場システムのシステム改修及び保守点検について

システム業者において 1 0 月 1 5 日から 1 8 日、2 3 日から 2 5 日及び 3 0 日の間で、議場システムの改修及びメンテナンスを実施したので、報告させていただく。

※「システム業者において 1 0 月 1 5 日から 1 8 日、2 3 日から 2 5 日及び 3 0 日の間で、議場システムの改修及びメンテナンスを実施したが、本日、議場システムを立ち上げたところ、議長マイクからノイズが発生しており、修理に一定の時間を要することから、本日の本会議での議長マイクはワイヤレスマイクでの対応とさせていただきたい。」<武田事務局長>

※「局長から説明があった通り、本日の議長マイクはワイヤレスマイクで対応するというのでよいか。」<石川委員長>

※「それでよい。」<全委員>

→ 本日の議長マイクはワイヤレスマイクで対応することを決定

(4) 次会日程について

→ 議会運営委員会委員の選任後

①東埼玉資源環境組合議会議員の選挙について

②草加八潮消防組合議会議員の選挙について

③埼玉県都市ボートレース企業団議会議員の選挙について

※ 白石議長、吉岡副議長 退任のあいさつ

※ 石川委員長 退任のあいさつ

午前 11 時 19 分閉会

- ◆配付資料
- ・ 議会運営委員会協議事項
 - ・ 議会運営に関する申し合わせ事項（案）一部抜粋
 - ・ 議場配置図
 - ・ 市長提出議案
 - ・ 委員会提出議案
 - ・ 各常任委員会及び議会運営委員会委員の割り振り表
 - ・ 議事日程

議会運営委員会協議事項

令和 6 年 1 1 月 1 日（金）
午前 9 時 3 0 分 第 3 委員会室

〈開会前〉

※ 10 月 30 日の各会派交渉会での協議の結果、木村副委員長は欠席する。

検討事項について

1 「議会改革について」一問一答式の導入について

10 月 18 日の議会運営委員会で各会派持ち帰りとした一問一答式の導入に合わせた議会運営に関する申し合わせ事項の案文についてご確認いただきたい。

なお、成文については、SideBooks内の申し合わせを決定後の申し合わせに差し替えさせていただく。

第1回臨時会の運営について

1 議席の一部変更について

10月4日及び10月30日の各会派交渉会で、議席の一部変更の申し出があったので、議席の一部変更を諮る。

(新議席は、別添資料のとおり)

(変更後) 6番 平野議員、7番 川崎議員、8番 平山議員、
13番 木村議員

本会議開会時は新議席番号の座席に着席し、「議席の一部変更」の本会議手続終了後に氏名標を立てていただきたい。

また、議席番号に変更のない議員は、開会時に氏名標を立てていただきたい。

なお、議席の一部変更終了後、議長交代のため、暫時休憩とさせていただく。副議長着席後、速やかに再開するので、離席されないようお願いしたい。

2 正・副議長の選挙について

10月4日の各会派交渉会で、正・副議長から辞意が表明されている。

各会派交渉会では、第1回臨時会で正・副議長の選挙を行うことが確認されている。(10月18日に開催した議会運営委員会の議決を経て、同日に議長から市長に臨時会招集請求をしている。)

選挙の方法は、投票とする。

投票については、令和5年10月18日の議会運営委員会で決定したとおり、記載台は設置せず、各議席での記入といたしたい。そのため、各議員において筆記用具を議場に持ち込んでいただきたい。投票用紙が配付され次第、記入いただき、議会事務局次長の点呼に応じ、演壇の投票箱に投票いただきたい。

なお、投票は、議長席に向かって右側から登壇し、投票後、左側から降壇していただきたい。

投票の際、同姓議員はフルネームで記載願いたい。公職選挙法第68条の2の規定(按分規定)は適用しないため、同姓議員の場合、名字のみの記載は無効となる。

3 日程の追加について（市長提出議案について（第87号議案））

議会選出監査委員が、市長に辞意を表明しているとのこと。

また、市長から議案（監査委員の選任）の提出があった。当議案を急施事件として認定し、日程の追加により、議題とするもの。

・第87号議案 監査委員の選任につき同意を求めることについて

○上程時期 諸報告終了後、日程に追加し、直ちに

○質疑通告 説明終了後に休憩し、受け付ける。

○委員会付託 「議会運営に関する申し合わせ事項」の規定により省略

○討論通告 委員会付託省略後に休憩し、受け付ける。

○採 決 電子採決

（質疑・討論通告の休憩は、「続行」の声があれば、議事を流す。）

議長シナリオ「お諮りいたします。市長から議案の提出がありました。第87号議案は緊急を要しますので、急施事件と認め、日程に追加し、議題といたしたいと思います。これに御異議ございませんか。」

【「異議なし」と言う人あり】

「御異議なしと認めます。よって、第87号議案を急施事件と認め、日程に追加し、議題とすることに決しました。」

地方自治法第117条の規定により、監査委員候補者は除斥となる。

なお、議案は議会運営委員会終了後、SideBooksにて全議員に配付させていただく。

4 草加市議会委員会条例の一部改正について

10月30日の各会派交渉会で決定したとおり、議会運営委員会の委員の定数を9人から10人に変更することについて、議会運営委員会で一致できれば、委員会提出議案として改正案を提出いただきたい。

5 委員会提出議案について

- ・ 委第5号議案の1件（条例1件）

- 上程時期 議会選出監査委員の議案の採決後
- 質疑通告 説明終了後に休憩し、受け付ける。
- 委員会付託 会議規則第37条第2項の規定により付託しない。
- 討論通告 質疑終了後に休憩し、受け付ける。
- 採 決 電子採決

（質疑・討論通告の休憩は、「続行」の声があれば、議事を流す。）

また、「委第5号議案 草加市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について」は、採決後、可決された場合は、条例の公布のために暫時休憩することといたしたい。

なお、議案の宛名は新議長名となることから空白とさせていただくが、上程の際は宛名を新議長名に読み替えていただきたい。

6 各常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任について

任期満了に伴う選任を行うもの。

時期は、委員会提出議案の採決後の休憩再開後。

なお、10月30日の各会派交渉会で、各会派への割り振りが決定している。

（選任する委員は、別添資料のとおり）

7 各常任委員会及び議会運営委員会正・副委員長の互選結果報告について

各委員の選任後に休憩をとり、委員会を開催して正・副委員長の互選を行う。

互選のみを行う委員会については、インターネット中継及び録画放映を行わないことといたしたい。

また、開催順及び開催場所については、次のとおりといたしたい。

- ①総務文教委員会：第1・2委員会室
- ②福祉子ども委員会：第1・2委員会室
- ③建設環境委員会：第1・2委員会室
- ④議会広報委員会：第1・2委員会室
- ⑤議会運営委員会：第3委員会室

1委員会終了ごとに9階・10階のみに放送を入れさせていただく。

なお、複数の委員会に選任されている委員については、10A会議室を控え室とするので、待機場所としてご利用いただきたい。

本会議再開後、正・副委員長の互選結果報告を行う。

8 東埼玉資源環境組合議会議員、草加八潮消防組合議会議員 及び 埼玉県都市ボートレース企業団議会議員の選挙について

各組合議会議員は、議長のあて職となっている。

選挙の方法は、先例により指名推選とする。

また、あわせて東埼玉資源環境組合 及び 草加八潮消防組合の会派選出の議員に交代がある場合については、議会事務局へ氏名を報告願いたい。

なお、選任される東埼玉資源環境組合議会議員 及び 草加八潮消防組合議会議員は、議長選挙の結果を受け、議会運営委員会（議会運営委員会委員の選任後に本会議を休憩して開催）において、改めて御協議いただく。

（参考）令和6年10月30日の各会派交渉会において、東埼玉資源環境組合議会議員の議長あて職分も含めた各会派枠は草加自民党・無所属の会2名、SOKA新政2名、公明党1名、立憲民主党1名、草加八潮消防組合議会議員の議長あて職分も含めた各会派枠は草加自民党・無所属の会2名、SOKA新政2名、公明党2名、市民共同1名、立憲1名と合意されている。

9 市長提出議案について

- ・第85号議案 専決処分の承認を求めることについて〔令和6年度草加市一般会計補正予算（第5号）〕

- ・第86号議案 令和6年度草加市一般会計補正予算（第6号）

○上程時期 埼玉県都市ボートレース企業団議会議員の選挙後

○質疑通告 なし

○委員会付託 先例により省略

○討論通告 委員会付託省略後に休憩し、受け付ける。
（「続行」の声があれば、議事を流す。）

○採 決 電子採決

（臨時会で委員会付託をした先例）※平成元年以降

令和2年第3回臨時会（8月4日）

第60号議案から第63号議案の議案4件

※ 主に新型コロナウイルス対策関連の議案が提出され、一般会計補正予算額の規模及び事業数等を勘案し、各常任委員会に付託された。（全議案可決）

平成22年第2回臨時会（10月28日）

第79号議案から第108号議案の議案30件

※ 9月定例会で廃案となった議案がほとんどそのまま提出された。なお、これらの議案は一般会計決算特別委員会及び各常任委員会に付託し、そのうち7件は臨時会中に審査を行い、23件は閉会中の継続審査とした。

平成20年第3回臨時会（8月11日）

第47号議案 長栄町第7公園下水水貯留槽築造工事（20－5）請負契約の締結について

※ 当該工事は、平成19年9月定例会で一度議案を否決され、平成20年度に入っても地権者からの申し入れにより一度入札を中止している状況があった。

平成8年第2回臨時会（10月4日）

第65号議案 平成8年度草加市一般会計補正予算（第2号）

※ 当該補正予算には、新市立病院の建設地を草加市柿木地区とした建築条件等の設定と運営及び経営計画の策定、測量実施に係る経費が含まれていた。

（総務委員会可否同数→委員長裁決で可決→本会議可否同数→議長裁決で否決）

10 会期について

1日間といたしたい。

11 議事日程について

別紙議事日程のとおり（※休憩箇所、冒頭は白石議長、議長辞職の許可以降は吉岡副議長の進行となることの確認）

12 その他

(1) 議会だよりに掲載する写真について

議会だより（12月1日号）に各委員会の写真を掲載するため、各委員会の正・副委員長の互選の委員会閉会後に、委員会を開催する第1・2委員会室で撮影をさせていただく。

(2) 常任委員会会議録について

本臨時会で開催される常任委員会は、正・副委員長の互選を行うだけであることから、会議録は先例により12月定例会の委員会会議録とあわせて作成することといたしたい。

(3) 議場システムのシステム改修及び保守点検について

システム業者において10月15日から18日、23日から25日及び30日の間で、議場システムの改修及びメンテナンスを実施したので、報告させていただく。

(4) 次会日程について

議会運営委員会委員の選任後

- ・東埼玉資源環境組合議会議員の選挙について
- ・草加八潮消防組合議会議員の選挙について
- ・埼玉県都市ボートレース企業団議会議員の選挙について

※ 白石議長、吉岡副議長 退任のあいさつ

※ 石川委員長 退任のあいさつ

議会運営に関する申し合わせ事項（案）一部抜粋

（令和 6 年 月 日）
（議会運営委員会 決定）

2 議案質疑・一般質問等について

- | | |
|--|------------|
| （1）市長提出議案に対する質疑及び市政に対する一般質問の発言は、議員においては質問席、執行部においては答弁席で行う。 | 会規62 |
| （1）市長提出議案に対する質疑及び市政に対する一般質問の発言は、議員においては質問席、執行部においては初回の答弁は答弁席、再質疑（再質問）の答弁以降は自席で行うものとする。 | 会規62 |
| （2）質問方式については、一般質問においては一問一答式により行うものとする。なお、議案質疑においては、一問一答式を原則として行うものとする。 | 会規62 |
| （2）一般質問においては、発言通告の項目単位で行うものとする。なお、議案質疑においては、項目単位を原則として行うものとする。 | 会規62 |
| （3）議案質疑及び一般質問の質問方式は、初回は発言通告の項目単位のうち全ての事項を一括で質疑（質問）し、再質疑（再質問）以降は項目単位のうち最小単位の質疑（質問）を一問ずつ行う一問一答方式とする。 | 会規62 |
| （34）議案質疑及び一般質問の発言時間は、答弁を含め1人80分以内とする。なお、発言時間を終了した場合は、質疑（質問）あるいは答弁中であってもその発言を打ち切るものとする。 | 会規57、62 |
| （45）議案質疑及び一般質問の発言残時間が5分を切った場合は、チャイム音を鳴らすものとする。 | 会規57、62 |
| （5）議案質疑及び一般質問の本会議における発言回数は、一事項2回までとする。ただし、議長が認めたときは3回までとする。 | 会規56、62、64 |
| （6）議案質疑及び一般質問においては、会議規則第56条及び第64条の規定にかかわらず、発言回数を制限しないものとする。 | 会規56、62、64 |
| （67）一般質問における要望に対する答弁は行わない。 | 会規62 |
| （78）定例会における議案質疑及び一般質問の発言通告の受付は、告示日から議会運営委員会開催日2日前（土日祝日を除く）の午後3時までとする。 | 会規51 |
| （89）臨時会における議案質疑の発言通告の受付は、告示日から開会日3日前（土日祝日を除く）の午後3時までとし、緊急を要する臨時会に | 会規51 |

については、告示日から当該議案の提案説明後の質疑通告受付のための休憩時までとする。

- (~~9~~10) 発言通告は次のいずれかの方法により議員本人が提出すること。 会規51
ただし、本会議開会中の提出方法は議会事務局への持参のみとする。

提出方法	提出内容	受付時間	発言順位の基準
議会事務局に持参	所定の様式	議会事務局が受付を行った時間	議会事務局が受付を行った時間
LINEWORKSのトークで議会事務局に送信	所定の様式もしくは 所定の様式に準じた内容をトークで送信	送信したトークに表示された時間	議会事務局から受付の連絡を受けた時間

- (~~10~~11) 発言通告については、発言時間及び質問・質疑の要旨を具体的に記入すること。（例えば「その他関連する事柄について」のような通告はしないものとする。）なお、用字・用語の整理については、議長が行うものとする。 会規51

- (~~11~~12) 正・副議長、監査委員及び議会運営委員会委員長は、発言通告をしないものとする。また、委員会の委員長は、自身が所属する委員会に付託予定の議案等についての発言通告はしないものとする。 会規51

- (~~12~~13) 議案質疑及び一般質問の発言通告書一覧表は、開会日にワープロ浄書したものを~~議席に~~配付する。 会規51、62

- (~~13~~14) 委員会付託を省略する市長提出議案に対する質疑は、発言通告書を提出することを原則とし、発言通告者が質疑した事項について、真にやむを得ない場合は、挙手により発言通告者の後に議長が発言を許可する。なお、発言時間は、答弁を含め1人80分以内とする。 会規52

- (~~14~~15) 市長報告において、施政上の問題が報告されたときは、質疑を許可する。 会規51

- (~~15~~16) 本会議における資料要求は行わないこととする。 会規66

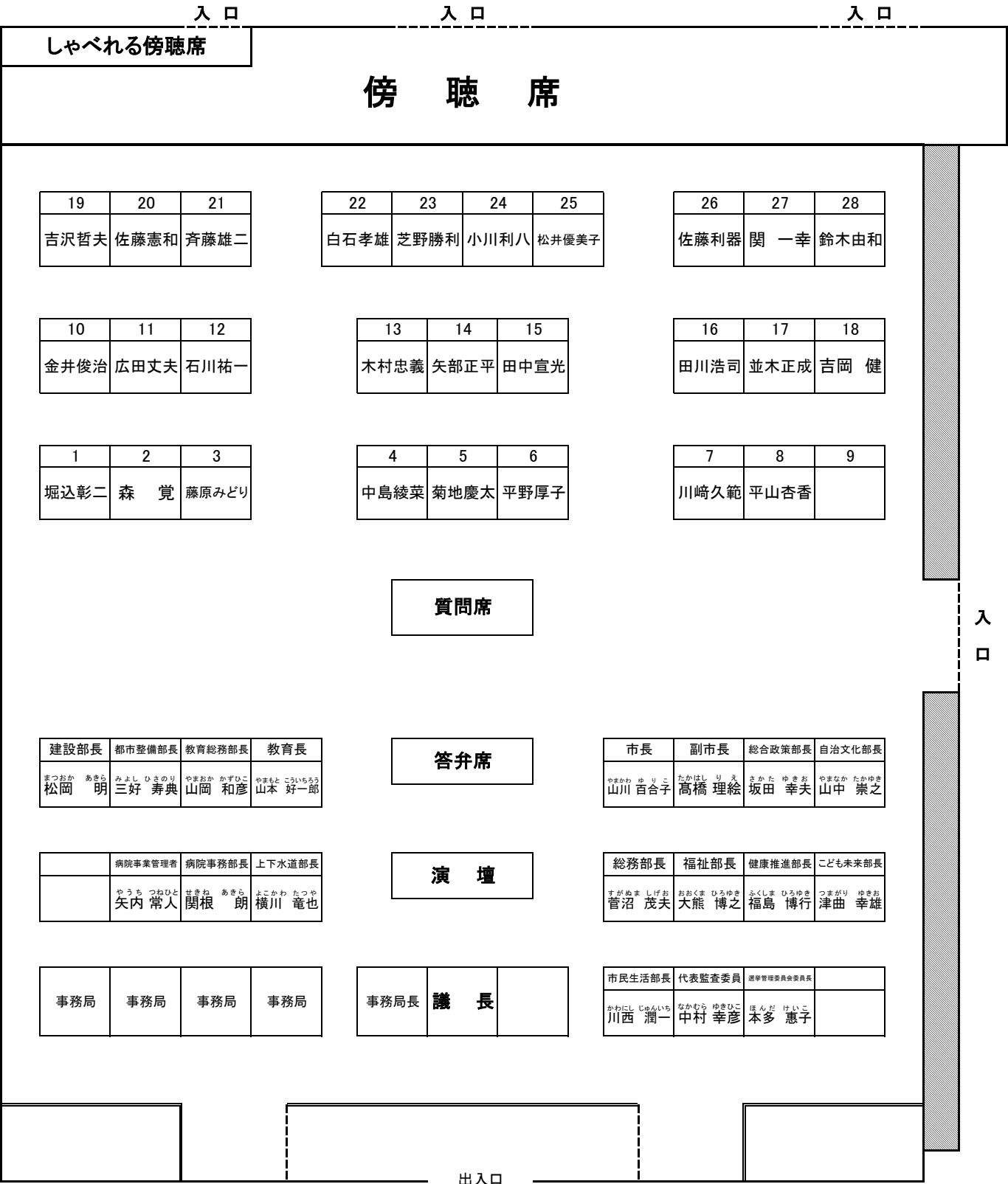
- (~~16~~17) 一般質問においては、常任委員会及び特別委員会に付託中の特定事件について、それぞれの趣旨、機能を尊重するものとする。 会規62

- (~~17~~18) 本会議及び委員会では、品位を保持すること。 法132、会規151

- (~~18~~19) 風聞、うわさに基づく発言は慎み、事実関係を十分に調査・確認してから発言すること。 会規62

- (~~19~~20) 個人、企業等私人にかかわる問題については、人格や名誉を傷つけないように配慮すること。また、固有名詞や商標名については、慎重に発言すること。 会規62

議 場 配 置 図



令和 6 年

草加市議会第 1 回臨時会議案

草 加 市

議 案 目 次

第 8 7 号議案 監査委員の選任につき同意を求めることについて……………	1
---------------------------------------	---

第 8 7 号議案

監査委員の選任につき同意を求めることについて

次の者を監査委員に選任したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 6 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

氏 名 齋 藤 雄 二

令和 6 年 1 1 月 1 日提出

草加市長 瀬 戸 百合子

提 案 理 由

監査委員関一幸氏は、監査委員を退職したので、新たに監査委員を選任したく、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求める。

これがこの議案を提出する理由である。

令和 6 年

草加市議会第 1 回臨時会

委員会提出議案

草加市議会

令和6年11月1日

草加市議会議長

様

議会運営委員会

委員長 石川 祐一

草加市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第109条第6項及び草加市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

提 案 理 由

諸般の事情により、議会運営委員会の委員の定数を改める必要を認めた。
これがこの条例案を提出する理由である。

委第 5 号議案

草加市議会委員会条例の一部を改正する条例

草加市議会委員会条例（昭和 33 年条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「9 人」を「10 人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参 考 資 料

草加市議会委員会条例の一部を改正する条例の新旧対照表

旧	新
(議会運営委員会の設置) 第4条 条文略 2 議会運営委員会の委員の定数は、<u>9人</u>とする。 3 条文略	(議会運営委員会の設置) 第4条 条文略 2 議会運営委員会の委員の定数は、<u>10人</u>とする。 3 条文略

各常任委員会委員及び議会運営委員会委員の割り振り表

(敬称略)

会派名等・人数 委員会名・定数	草加自民党・無所属の会 7名	SOKA新政議員団 7名	公明党 草加市議会議員団 6名	市民共同議員団 2名	立憲民主党 草加市議会議員団 2名	無所属 3名
総務文教委員会 定数10名 選任9名	2名 矢部正平 芝野勝利	2名 並木正成 関一幸	2名 森 覚 石川祐一	1名 斉藤雄二	1名 中島綾菜	1名 川崎久範
福祉子ども委員会 定数9名 選任9名	2名 田中宣光 松井優美子	3名 平山杏香 吉岡 健 鈴木由和	2名 堀込彰二 金井俊治	0名	1名 菊地慶太	1名 平野厚子
建設環境委員会 定数9名 選任9名	3名 木村忠義 白石孝雄 小川利八	2名 田川浩司 佐藤利器	2名 藤原みどり 広田丈夫	1名 佐藤憲和	0名	1名 吉沢哲夫
議会広報委員会 定数7名 選任7名	1名 矢部正平	2名 平山杏香 田川浩司	2名 堀込彰二 藤原みどり	1名 斉藤雄二	1名 菊地慶太	0名
議会運営委員会 定数10名 選任10名	3名 木村忠義 矢部正平 松井優美子	3名 平山杏香 吉岡 健 佐藤利器	2名 堀込彰二 森 覚	1名 斉藤雄二	1名 中島綾菜	0名

※東埼玉資源環境組合議会議員、草加八潮消防組合議会議員及び埼玉県都市ボートレース企業団議会議員については、議長選挙の結果を受け、別途、議会運営委員会で御協議いただく。

令和 6 年 草 加 市 議 会 第 1 回 臨 時 会
議 事 日 程

令和 6 年 1 1 月 1 日 (金曜日)
午 前 1 0 時 開 会

- 1 開 会
- 2 開 議
- 3 議席の一部変更
- 4 議長辞職の許可 ↓ 副議長の進行 (議長交代)
- 5 議長退任のあいさつ
- 6 議長の選挙
- 7 議長就任のあいさつ
- 8 副議長辞職の許可 ↓ 新議長の進行
- 9 副議長退任のあいさつ
- 10 副議長の選挙
- 11 副議長就任のあいさつ
- 12 市長あいさつ 日程の追加
- 13 会議録署名議員の指名 (市長提出議案の報告及び上程、説明、〈休憩〉、
質疑、委員会付託省略、〈休憩〉、討論、採決)
- 14 会期の決定
- 15 諸 報 告
- (1) 地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定による説明員の報告
- 16 委員会提出議案の報告及び上程
- 17 委員会提出議案の説明
- 18 委員会提出議案に対する質疑 (質疑通告受付)
- 19 討 論 (討論通告受付)
- 20 採 決 ※委員会条例が可決された場合
(条例の公布)
- 21 各常任委員会委員の選任
- 22 議会運営委員会委員の選任 (各常任・議会運営委員会)
- 23 各常任委員会及び議会運営委員会正・副委員長の互選結果報告
- 24 東埼玉資源環境組合議会議員の選挙
- 25 草加八潮消防組合議会議員の選挙
- 26 埼玉県都市ボートレース企業団議会議員の選挙
- 27 市長提出議案の報告及び上程
- 28 市長提出議案の説明
- 29 市長提出議案に対する質疑
- 30 委員会付託省略 (討論通告受付)
- 31 討 論
- 32 採 決
- 33 市長あいさつ
- 34 閉 会